

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年1月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300033号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300004号

第1 結論

請求者のA法人における標準賞与額を平成29年3月10日は26万6,000円、同年4月10日は34万6,000円に訂正することが必要である。

平成29年3月10日及び同年4月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月10日及び同年4月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年3月10日

② 平成29年4月10日

請求期間①及び②の標準賞与額については、A法人から賞与が支給されたが、同法人は当該賞与に係る年金事務所への届出を失念し、保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A法人が保管する請求期間①及び②に係る賞与明細一覧表によると、請求者は、請求期間①に26万6,310円、請求期間②に34万6,203円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、自身がA法人の理事で社会保険事務担当者である旨陳述し

ている。

しかしながら、A法人は、「厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した。」旨回答している上、日本年金機構B年金事務所は、「同法人における保険料の滞納はない。」旨回答していることから、同法人が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められ、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年3月10日及び同年4月10日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年7月28日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年3月10日及び同年4月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。